

新しい時代の英語教育を考える —「主体的・対話的で深い学び」への授業改革—

亀谷 みゆき

はじめに

本稿では、2022年度から年次試行される高等学校学習指導要領に基づいた英語の授業と評価の改善についてアクティブ・ラーニングの観点から考察し、また、筆者自身が教員研修等の講師を務めていることや、自身の授業研究の成果を踏まえながら、これから日本の英語教育についての私見を述べ、提言を行ないたい。

新学習指導要領と現状の課題解決に向けて

平成30年告示の『高等学校学習指導要領 外国語編 英語編』（以下、「新学習指導要領」とする。）における外国語科の目標は、「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働きかせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動及びこれらを結び付けた統合的な言語活動を通して、（中略）コミュニケーションを図る資質・能力を（中略）育成することを目指す。」となっている¹。新学習指導要領では、授業の中心は生徒の英語による言語活動であり、言語活動とは「言語材料の理解や練習のための活動」ではなく、「考え方や気持ちを伝え合う」活動としており、特に高等学校においては、その活動が「統合的であること」が重要とされている。これらのこと踏まえると、教員が達成目標に基づいた適切な言語活動を設定し、生徒が「見方・考え方」

を働きかせながら自分の考え方や気持ちを豊かに伝え合うことができるようになることが、外国語教育における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながっていくと考える。

高等学校の英語教育について「発信力の育成」が課題であると言われているが²、筆者はその原因として、現状の授業の多くに①明確な目標と適切な評価に基づいた言語活動が設定されていない、②生徒が英語を通して考える言語活動になっていない、の二つが大きく挙げられるのではないかと考えている。

まず、①については、新学習指導要領における外国語科の目標に「小学校及び中学校、高等学校で一貫した目標を実現するため、そこに至る段階を示すものとして国際的な基準である CEFR³を参考に、五つの領域⁴で外国語科の各科目の目標を設定している。その目標を設定するために行う後述の言語活動についても、CEFR を参照しながらその内容を設定している。」としていることに注目したい⁵。学習指導要領において外国語科の目標に CEFR の CAN-DO で示される言語能力記述文が参考にされるということは、CEFR が「実際の社会において言語を使って何ができるか」に焦点をおいていることを考えると、日本の英語教育がますます知識としての言語学習から言語運用能力を育成する行動指向アプローチへと動いていると言えるだろう。ところが、依然として、日本の高等学校における英語の授業では、言語

材料の知識量を増やすことに中心が置かれ、その言語材料の理解や練習のための活動が設定されることが多いのが現状である。

この課題の解決には、まず、「CAN-DO リスト」の形での学習到達目標を設定し、次に、その一つ一つの目標をどの単元で達成を目指すのかという観点で年間指導計画と単元指導計画を立てる。その次に、その目標が達成できたかどうかを評価する方法を設定し、その上で、目標達成のための各時の学習指導計画を立てるという、バックワードでの授業と評価のデザインが有効であると考える。その際、目標は言語材料の知識や理解ではなく、理解したことを活用して「生徒が英語で何ができるようになるか」を考えることが大切であろう。

次に、②については、文部科学省が新学習指導要領で求めているように、複数の技能を統合した言語活動（読んだことについて書く・聞いたことについて話す、など）の充実が不可欠であると考える。この技能統合については現行の学習指導要領⁶でも指摘されており、高等学校の現場においてその重要性を認識している高校英語教員は多いと考えられる。問題は、どのように技能統合をした言語活動を設定すればよいかという具体的な方法が教員間で共有されていないことである。筆者としてはこの複数の技能を統合した言語活動こそが「主体的・対話的で深い学び」につながると考えているが、方法論で悩む教員は少なくない⁷。

言語の四つの技能（聞くこと・書くこと・話すこと・書くこと）を統合して言語を使うには、「考えること（思考力）」の育成が核になるのではないか、というのがこの課題に対する筆者の提言である。授業において、生

徒が教科書等で聞いたり読んだりして得た情報を活用し、自分との関連を見つけるなどして考えを構築し、その考えを互いに伝え合うことが、実際の世界における言語使用とつながると考えるからである。その際に大切なのは、教員の発問であろう。“生徒の心に響く”発問によって、生徒が頭や心を動かせ、自分の考えや気持ちを伝え合うような言語活動を設定することこそ、英語によるアクティブ・ラーニングを可能にするのではないだろうか。

さらに、それをどう評価するかという観点も重要となる。今までの日本の英語教育においては、読解や文法等の知識について評価することで英語力の有無をいうことが多かったが⁸、新しい教育では「英語で何ができるようになったか」という観点での評価が求められているのである。現行の学習指導要領からこのパフォーマンスに関する評価についてもある一定の理解や実践が進んだが、筆者が高校の英語教員と接する限りでは、「達成目標」に応じた「評価」となっていないことが多い。例えるなら、水泳においてクロールができるよう指導したつもりでも、その指導が泳ぎ方の知識注入に終始して、評価も筆記上でその知識を問うものであるため、実際に泳ぐ指導や泳げるようになったかどうかの評価に欠けていたり、クロールの指導をしてきたのに評価は平泳ぎでしていたりすることも少なくないのである。「英語で何ができるようになるか」という目標に基づいて授業を行い、その授業で実際に指導したことについての到達度を評価することにより、初めて「目標・指導・評価」が一体化する。英語の授業改善にはこの「目標」・「指導」・「評価」を一つの線で結ぶことが不可欠であると考えている。

新しい時代の英語教育へ —コミュニケーションの先にあるもの—

筆者はコミュニケーションを「共創」と捉えている。生徒が英語で聞いたり読んだりして受信したことを、今までに学んだことや経験したことと比較したり参照したりして自分と結び付けて考え、それを伝え合う。このことが、英語という言語を使うだけでは終わるのではなく、言葉を使ったその先にあるもの—「より良い事実」「より良い学校」「より良い社会」「より良い世界」—を仲間と共に創ろうとする力になっていくのではないだろうか。このような共創する力を育成することが、英語の授業における「主体的・対話的で深い学び」となり、コミュニケーションを図る資質・能力を育成すると信じ、今後もそのような授業づくりへの提言や教員研修を通して、新しい時代の英語教育の充実・発展に力を尽くしたい。

〔註〕

- 1) 文部科学省『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 外国語編 英語編』文部科学省、2019 年 3 月 28 日、12 頁。
- 2) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」中央教育審議会、2016 年 12 月 21 日、193 頁。
- 3) Council of Europe, (2001). *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment*. Cambridge University Press (「外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参考枠」) .
Council of Europe, (2018). *Common Euro-*
pean Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment Companion Volume with New Descriptors. Cambridge University Press.
- 4) 文部科学省は現行学習指導要領では「4 技能」（「聞くこと」・「読むこと」・「話すこと」・「書くこと」）としていたが、新学習指導要領では「話すこと」を「やり取り」と「発表」の二つの領域に分け、「四技能五領域」とした。
- 5) 前掲『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 外国語編 英語編』7 頁。
- 6) このことについては、文部科学省『高等学校学習指導要領解説 外国語編 英語編』（文部科学省、2010 年 5 月 15 日）を参照されたい。
- 7) このことについては、Robert CROKER との共著である “*Active learning in the Japanese high school English classroom: How far have teachers already come?*” (『アカデミア 文学・語学編』第 103 号、南山大学、2018 年 1 月、pp.63-77)、“*Defining Active Learning: From the Perspective of Japanese High School Teachers of English*” (『朝日大学一般教育紀要』第 42 号、朝日大学、2018 年 3 月、pp.65-79)、及び “*Exploring Japanese high school English teacher perspectives on active learning*” (『アカデミア 文学・語学編』第 104 号、南山大学、2018 年 6 月、pp.65-79) を参照されたい。
- 8) 国立教育政策研究所教育課程センター編『評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料（高等学校外国語）』(国立教育政策研究所教育課程センター、2012 年 7 月、pp.5-6) を参照されたい。